

【13 釈 文】群馬郡元惣社村年貢引き下げ願

(天保七年：一八三六)

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

一当村畑方之儀、当年ハ格別之不熟

ニ付、小前一統甚難儀仕候、依レ之

畑^(田)米納并ニ畑永納之儀、御勘弁を以

御引方小前一同奉ニ願上一候、何卒

格別之以ニ御慈悲一、願之通被ニ仰付一

被ニ下置一候ハ、難レ有仕合ニ奉レ存候、以上

元惣社村両組

百姓代

重兵衛^印

儀 八^印

天保七申年

十月

組 頭

壬生蔵^印

藤太郎^印

惣左衛門^印

重 蔵^印

倉之助^印

武左衛門^印

重右衛門^印

同

同

名 主

同

同

同

沖 宰 助様
福田亀五郎様
馬場水之助様

【13 読み下し文】

恐れ乍(なが)ら書付を以(もつ)て願ひ上げ奉(たてまつ)り候

一当村畑方(はたかた)の儀、当年は格別の不熟(ふじゆく)

に付、小前(こまえ)一統甚(はなは)だ難儀仕り候、これに依り

畑^(田)米納(べいのう)並びに畑永納(えいのう)の儀、御勘弁を以て

御引き方小前一同願ひ上げ奉り候、何卒(なにとぞ)

格別の御慈悲を以て、願ひの通り仰(おお)せ付けられ

下(くだ)し置かれ候はば、有り難き仕合わせに存じ奉り候、以上

元惣社村両組

百姓代

重兵衛^印

儀 八^印

天保七申年

十月

組 頭

壬生蔵^印

藤太郎^印

惣左衛門^印

重 蔵^印

倉之助^印

武左衛門^印

重右衛門^印

同

同

名 主

同

同

沖 宰 助様
福田亀五郎様
馬場水之助様